

【別紙6】

兵庫県立都市公園条例に基づく公園の使用料及び占用料

使用料（別表第1 条例第11条関係）

区分	種別		単位	金額	
				甲号	乙号
1 公園施設を設ける場合	標識、ぼんぼり、アーチその他これらに類するもの	恒常的なもの	1基につき1年	円 3,610	円 1,510
		臨時的なもの	1基につき1月	510	310
	営業用ボート		1隻につき1月	3,420	2,060
	軽飲食店、売店その他の常設の工作物		1平方メートルにつき1年	3,430	2,060
	露店その他の仮設工作物		1平方メートルにつき1日	45	30
2 公園施設を管理する場合	軽飲食店、売店その他の建築物	恒常的なもの	1平方メートルにつき1年	11,760	10,380
		臨時的なもの	1平方メートルにつき1日	220	200
3 行為の許可を受けた場合（1及び2に該当する場合を除く。）	展示会その他の催し		1平方メートルにつき1日	30	15
	その他の営業		1件につき1月	2,570	1,550
			1件につき1日	170	100

甲号：西猪名公園、尼崎の森中央緑地

乙号：甲山森林公園、一庫公園、有馬富士公園、丹波並木道中央公園

占用料（別表第2 条例第11条関係）

種別		単位	金額	
			甲地	乙地
電柱類	第1種電柱	1本につき1年	円 2,200	円 1,000
	第2種電柱	1本につき1年	3,400	1,600
	第3種電柱	1本につき1年	4,700	2,200
	第1種電話柱	1本につき1年	2,000	930
	第2種電話柱	1本につき1年	3,200	1,500
	第3種電話柱	1本につき1年	4,500	2,100
	その他の柱類	1本につき1年	150	72
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	20	10
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	10	5
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500	700
	地下に設ける変圧器	1平方メートルにつき1年	1,000	480
	変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	3,100	1,400
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	100	48
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	150	72
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	200	95
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	410	190
	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	1,000	480
	外径1メートル以上もの	1メートルにつき1年	2,000	950
公衆電話所		1個につき1年	3,100	1,400
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	1,300	600
通路、防火水槽等で地下に設けるもの		1平方メートルにつき1年	1,710	1,030
架空線、橋りょう、索道等上空に設けるもの		1平方メートルにつき1年	2,740	1,640
建築物		1平方メートルにつき1年	3,430	2,060
標識類	恒常的なもの	1基につき1年	2,500	1,100
	臨時的なもの	1基につき1月	510	310
競技会、展示会、博覧会等の仮設工作物		1平方メートルにつき1月	640	390
		1平方メートルにつき1日	40	25
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設		1平方メートルにつき1月	640	390
工事用材料置場		1平方メートルにつき1月	430	260

備考 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち当該電柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち当該電話柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

甲地：甲山森林公園、西猪名公園、一庫公園、有馬富士公園、尼崎の森中央緑地

乙地：丹波並木道中央公園